

平成17年度 第7回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

次 第

日 時： 平成18年3月28日（木） 14：00～
場 所： 市庁舎 5階 特A会議室

【議 題】

1 当評価委員会の評価方法等について（審議）

- 「各事業年度にかかる業務の実績に関する評価」(§28条)
 - (1) 評価指針（案）について
 - (2) 各年度に係る評価の実施要領（案）について
 - (3) 事業実績の報告書（案）について
 - (4) 評価スケジュール（案）について

2 新年度のスケジュールについて

- 「財務諸表の承認時の評価委員会の意見」(§34条)
- 「剰余金の使途の承認時の評価委員会の意見」(§40条)

公立大学法人北九州市立大学に対する評価指針（案）

平成18年3月28日
北九州市地方独立行政法人評価委員会

本指針は、北九州市地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、公立大学法人北九州市立大学（以下、「大学」という。）の評価を行う際の基本的な事項を定めるものであり、この指針の趣旨に沿った評価を行うものとする。

1 評価の前提

地方独立行政法人制度の基本は、法人運営に関する市の細部にわたる事前関与・統制を制限する代わりに、法人が業務内容の透明性を確保し、市が指示した目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たすことで、自らの存在意義、正当性を示し続けることである。

評価委員会の行う評価は、法人の存続、組織のあり方などについて大きな影響を与えるものであり、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の目的

評価委員会は、大学の次の事項に資する評価を行う。

- (1) 業務運営の改善・効率化
- (2) 財務内容の改善
- (3) 中期目標・中期計画の見直し、次期年度計画の策定の検討
- (4) 大学の存続の必要性、組織の在り方、その他業務の全般にわたる検討
- (5) 市民への説明責任と大学運営の透明性の確保

3 評価の基本方針

大学が法人化を契機とした大学改革によって教育研究の高度化・個性化を進め、市民や地域社会の期待に応える大学づくりに取り組んでいるかという視点に立ち、評価を実施する。そのとき、①市立大学という観点から地域貢献を目指した教育研究等の取り組み、②学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組み、③評価結果を活用した大学の改善・充実、効率化等が図られているか等について、大学の示した指標等を参考にしながら積極的に評価する。

評価委員会は、各年度の業務実績の評価（以下、「年度評価」という）と中期目標期間の業務実績の評価（以下、「中期目標期間評価」という）を行う。

(1) 年度評価

- ①大学の自己点検・評価に基づきながら、各年度における中期計画の実施状況を確認し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には、「学士、修士及び博士課程の教育内容・方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。
- ④具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 中期目標期間評価

- ①中期目標期間における中期目標の達成状況を確認し、その結果等を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②教育研究等の質の向上に関する事項についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価の留意事項

- (1) 大学運営の自主性・自律性に配慮する。
- (2) 評価に関する作業が大学の過重な負担とならないよう配慮するとともに、大学の質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて大学の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす。
- (4) 大学の特色ある取り組みや工夫を積極的に評価する。
- (5) 大学を取り巻く諸事情の変化も考慮に入れ、中期目標の達成に向け支障が生じている（そのおそれがある）ときは、その理由を明らかにする。

公立大学法人北九州市立大学の年度評価実施要領（案）

平成18年3月28日
北九州市独立行政法人評価委員会

1 評価業務（地方独立行政法人法の規定）

- (1) 各事業年度における中期計画の実施状況について調査・分析し、各事業年度の業務実績全体について総合的な評定を行う。（第28条第2項）
- (2) 評価結果を大学に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。（第28条第3項）
- (3) 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。（第28条第4項）

2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「分野別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「分野別評価」では、中期計画の記載項目ごとに大学が行う自己点検・評価を検証し、「分野」ごとに結果を記述するとともに、中期計画の進行状況の目安を段階で示す。
- (3) 「全体評価」では、「分野別評価」の結果を踏まえるとともに、大学が把握している指標を参考に、中期計画の全体の進行状況や実績について総合的な視点から記述式で評価を行う。

3 分野別評価の具体的な方法

- (1) 分野別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの事項について行う。
 - ① 教育研究等の質の向上
 - ② 業務運営の改善及び効率化
 - ③ 財務内容の改善
 - ④ 自己点検・評価及び情報提供
 - ⑤ その他業務運営に関する重要事項（施設等の整備・安全管理・人権啓発）
- (2) 大学による自己点検・評価
 - ① 実績報告書（別紙様式）において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。
年度計画の項目別の進行状況は、以下のとおり4段階で示す。
 - IV：「年度計画を上回って実施している」
 - III：「年度計画を概ね順調に実施している」
 - II：「年度計画を十分に実施できていない」
 - I：「年度計画を実施していない」

- ② 分野ごとに特記事項を記載する。
法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期計画を変更する必要や中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。

(3) 評価委員会による評価

① 大学の自己評価の検証

評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性など総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒヤリングなどを実施する。

② 記述式の評価

大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。また、特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。

③ 5段階評価

大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、計画の進行状況について以下のような目安を示す。

- A : 特筆すべき進行状況（評価委員会が特に認める場合）
- B : 計画どおり（すべてⅣまたはⅢ）
- C : 概ね計画どおり（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）
- D : やや遅れている（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）
- E : 重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

4 全体評価の具体的な方法

分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期計画の進行状況全体について、記述式により評価を行う。

5 評価のスケジュール

- (1) 6月末までに、大学から前年度の業務実績報告書等を評価委員会に提出。
- (2) 7月末までに、実績報告書等を調査分析するとともに、必要に応じて大学に対するヒヤリングを実施のうえ、評価案を策定。
- (3) 8月上旬までに、評価案に対する大学の意見付与の機会を経て、評価結果を決定。
- (4) 8月中旬までに、評価結果を大学に通知（必要に応じて業務改善等の勧告）し、市長に報告。

資料 3

様 式

平成17年度 業務の実績に関する報告書(素案)

平 成 18 年 月

公立大学法人

北九州市立大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
- ② 所在地
- ③ 役員の状況
 - ・学長名、理事数、監事数(非常勤を含む)を記載。

- ④ 学部等の構成
 - ・設置されている学部・研究科、研究所を、すべて記載。

- ⑤ 学生数及び教職員数
 - ・当該年度の5月1日現在の、学部・研究科等の学生数、教員数及び職員数(学校基本調査掲載数値)を記載。

- ※ 参考指標の掲載
 - ・偏差値、就職率、学生一人当たり経費、授業料、教授一人当たり学生数など他大学と比較可能な指標を掲載。

(2) 大学の基本的な目標等

- 中期目標に掲げる基本理念、基本的な目標、中期目標期間 等を記載。

全体的な状況

北九州市立大学が実施する評価方法

- 分野別の状況等を踏まえ、大学の各事業年度の業務の実施状況を総括
 - 中期計画の全体的な進行状況、分野別の状況のポイント、分野横断的な事項の実施状況等について記載
 - 特に、市立大学として地域貢献を目指した特色ある取り組み等について記載
 - 分野別評価の基礎評価となる年度計画の項目別評価は、
以下のとおり4段階で自己評価を実施
 - IV:「年度計画を上回って実施している」
 - III:「年度計画を概ね順調に実施している」
 - II:「年度計画を十分に実施できていない」
 - I:「年度計画を実施していない」
- ※ ウエイト付けはしない

分野別の状況

I 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

(1) 教育内容と成果に関する目標

中期目標

中期計画

年度計画

進行
状況

実施状況等

- 中期計画の項目順に年度計画を記載。
- 年度計画の記載事項ごとに、「進行状況」の欄に以下の4種類から該当するローマ数字を記載。
「年度計画を上回って実施している」 … IV
「年度計画を概ね順調に実施している」 … III
「年度計画を十分に実施できていない」 … II
「年度計画を実施していない」 … I (当該年度に、中期計画に対応する年度計画がない場合は、例えば「18年度から実施する計画のため17年度は年度計画なし」と記載。)
- 年度計画の記載事項ごとに、「実施状況等」の欄に当該年度計画に係る事業の客観的な進行状況の判断理由、実施状況等を記載。
- 中期計画の1項目に複数の年度計画が該当する場合や中期計画の複数項目に1つの年度計画が該当する場合は、原則、それぞれの「実施状況等」の欄に実施状況等を記載。
- 「I 教育研究の質の向上」、「II 業務運営の改善及び効率化」、「III 財務内容の改善」、「IV 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供」、「V その他重要な業務運営」の各分野は、同様の様式で記載

分野別(I ~ V)の特記事項

- 社会貢献や地域課題に関する研究などを目指した、教育研究活動における特色ある取り組み
- 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み等の状況について記載

VI 予算、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照…記載不要

VII 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額:約7億円	1 短期借入金の限度額:約7億円	
2 想定理由	2 想定理由	当該年度に短期借入金があった場合は、その概要を記載

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計

中期計画	年度計画	実績
		当該年度に重要な財産を譲渡し、又は担保に供した場合は、その概要を記載

IX 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
		前年度の決算において剰余金が発生した場合、その使用状況について記載 平成17年度は、独立法人化して初年度に当たるため、前年度からの剰余金はないので「該当なし」と記載

○ 別表(学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 ① 人	収容数 ② 人	定員充足率 (②/①)%
学部			
合計			
修士課程			
合計			
研究科			
合計			
博士課程			
合計			
専門職学位			
合計			

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 ① 人	収容数 ② 人	定員充足率 (②/①)%
合計			
合計			

○ 収容定員に関する計画の実施状況(5月1日現在)

- 収容定員に関する計画の実施状況(5月1日現在)や、収容定員と収容数に差がある場合(+・-15%を超える場合)の主な理由について記載

各事業年度に係る業務の実績に関する報告書の作成等について

各事業年度に係る業務の実績に関する報告書(以下、「実績報告書」という。)については、「各年度終了時の評価に係る実施要領」(平成18年 月 日北九州市独立行政法人評価委員会決定)及び以下のことを踏まえ作成。

- 作成に当たっての基本的な考え方
 - ・ 年度計画の記載事項ごとに具体的かつ簡潔に記載
 - ・ 達成水準が客観的に把握できるよう可能な限り数値化し記載
 - ・ 実績報告書は評価結果の一部として公表
- 実績報告書の提出方法等
 - ※ 実績報告書のほか、参考資料として市民及び利用者アンケート等の調査・実施結果など評価委員会が指定するものを提出
 - ・ 実績報告書は書面で〇〇部提出するほか電子データを提出
 - ・ 提出先は、当評価委員会事務局(北九州市役所総務市民局経営企画室)

年度評価等スケジュール

	評価委員会	北九州市立大学	市(産学局)
4月			財務諸表と剩余金の使途について市が承認するに当たっての考え方を検討
5月	● 評価指針・実施要領 ● 実績報告書様式決定	実績報告書の作成	
6月			
7月	● 項目別評価ポイントの決定		↓ 決定
		提出	↓ 実績報告書
7月	● 実績報告書説明(大学) ● ヒアリング項目決定 ● 財務諸表と剩余金の使途についての説明(産学)		
		←	←
8月	● ヒアリング実施 ● 評価(案)審議・作成 ● 財務諸表・剩余金の使途(意見案)		
	● 評価(案)決定	通知	→ 意見申立
			(期間:1週間) 意見があれば
	● 評価決定 ● 財務諸表(意見) ● 剰余金の使途(意見) <意見がなければ開催しない>	報告	→ 市長 → 報告 → 議会
9月			

地方独立行政法人評価委員会の業務

■市長は次の場合、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

◇認可に係る事項

- ・業務方法書（第22条3項）
- ・中期計画（第26条3項）
- ・中期計画で定められた短期借入金の限度を超えた短期借入金
（第41条4項）
- ・資金不足のため事業年度内に償還できない短期借入金についての借り換
え（第41条4項）
- ・条例で定める重要な財産の譲渡又は担保（第44条2項）

◇承認に係る事項

- ・年度終了後に法人から提出された財務諸表（第34条3項）
- ・毎事業年度、生じた利益を中期計画で定めた剰余金の使途に充てる
（第40条5項）
- ・中期目標終了時に残った積立金を、次の中期目標の財源に充てる
（第40条5項）

◇その他事項

- ・中期目標の定め又は変更（第25条3項）
- ・中期目標期間終了時の組織及び業務全般の検討（第31条2項）

■評価委員会は次の場合、市長に対し意見を申し出ることができる。

- ・役員に対する報酬及び退職手当の支給基準について、届出を受けた市長
が評価委員会に通知したとき、支給基準が社会一般の情勢に適合したも
のかどうかの意見申出。（第49条2項）

■法人は次の事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- ・各事業年度における業務の実績（第28条1項・2項）
- ・中期目標の期間における業務の実績（第30条1項・2項）
（評価委員会は当該評価にあたり、認証評価機関の評価を踏まえること
（第79条））

■その他評価委員会が行う事項

- ・法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告
（第28条3項、第30条3項）
- ・上記通知に係る事項及び勧告の内容について、市長への報告及び公表
（第28条4項、第30条3項）

評価委員会の業務

市長は次の場合、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

認可に係る事項	根拠	時期	H17	H18	備考	
1 業務方法書	第22条3項	設立	○			
2 中期計画の定め又は変更	第26条3項	設立	○			
3 中期計画で定められた短期借入金の限度を超えた短期借入金	第41条4項	適宜				
4 資金不足のため事業年度内に償還できない短期借入金の借り換え	第41条4項	適宜				
5 条例で定める重要な財産の譲渡又は担保	第44条2項	適宜			予定価格4千万円以上の不動産・土地1万m ² 以上	
承認に係る事項	根拠	時期	H17	H18	備考	
6 年度終了後に法人から提出された財務諸表	第34条3項	毎年		○	職業会計人たる会計監査人による監査を原則義務付け 損益計算書、貸借対照表、付属明細書、利益処分計算書、 キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書	公平性と中立性を確保する観点から意見
7 每事業年度、生じた利益を中期計画で定めた剰余金の使途に充てる	第40条5項	毎年		○	大学の経営努力に対するインセンティブ 「自己収入」、「経営努力」、「未実施業務の繰越」相当額	公平性と中立性を確保する観点から意見
8 中期目標期間終了時に残った積立金を、次の中期目標の財源に充てる	第40条5項	中期目標 期間終了				

その他事項	根拠	時期	H17	H18	備 考	
9 中期目標の定め又は変更	第25条3項	設立	○			
10 中期目標期間終了時の組織及び業務全般の検討を行い、所要の措置を講じる	第31条2項	中期目標期間終了				
<u>評価委員会は次の場合、市長に対し意見を申し出ることができる。</u>	根拠	時期	H17	H18	備 考	
11 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準について、届出を受けた市長が評価委員会に通知したとき、支給基準が社会一般の情勢に適合したものかどうかの意見申出	第49条2項	設立	○			
<u>法人は次の事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。</u>	根拠	時期	H17	H18	備 考	
12 各事業年度における業務の実績	第28条1項、同2項	毎年		○		
13 中期目標期間における業務の実績（評価委員会は当該評価にあたり、認証評価機関の評価を踏まえること（第79条））	第30条1項、同2項	中期目標期間終了				
その他評価委員会が行う事項	根拠	時期	H17	H18	備 考	
14 法人に対する評価結果の通知（各事業年度、中期目標期間）	第28条3項、第30条3項	毎年		○		
15 法人に対する業務運営の改善その他の勧告（各事業年度、中期目標期間）	第28条3項、第30条3項	適宜				
16 上記通知に係る事項及び勧告の内容について、市長への報告及び公表	第28条4項、第30条3項	毎年		○		